

# 筑波一般言語学研究会規約

## 第1条 (名称)

本会の名称は「筑波一般言語学研究会」とする。

## 第2条 (目的)

本会は、言語に関する学術的研究成果の発表等を行い、言語研究の発展に寄与することを目的とする。

## 第3条 (事業)

本会は、以下の事業を行う。

1. 毎年一回『一般言語学論叢』の発行
2. その他必要な事業

## 第4条 (事務所)

本会の事務所を、山口市吉田 1677-1 山口大学人文学部言語情報学乾研究室気付に置く。

## 第5条 (会員)

本会は言語研究に熱意を有し、本会規約を了承するものをもって構成する。

## 第6条 (役員)

本会には会員の互選により次の役員を置く。会長1名、書記・会計ほか若干名。役員任期は1年とする。

## 第7条 (会費)

会員の会費は、一般は年額10,000円、学生は年額5,000円とする。

## 第8条 (経費)

本会の経費は、諸会費、寄付金等を以てこれに当てる。

## 第9条 (規約の改正変更)

本会規約の改正変更には、正会員の3分の2以上の賛同を必要とする。

## 付則

本規約は1998年10月31日より発効する。